

現 行	改正案	備 考
<p data-bbox="409 583 1015 646">給水装置工事施行基準</p> <p data-bbox="599 865 825 919">2011</p> <p data-bbox="569 940 854 982">(2019.6 改正版)</p> <p data-bbox="439 1780 985 1831">鹿児島市水道局</p>	<p data-bbox="1626 583 2231 646">給水装置工事施行基準</p> <p data-bbox="1816 865 2041 919">2011</p> <p data-bbox="1786 940 2071 982">(2020.6 改正版)</p> <p data-bbox="1638 1780 2184 1831">鹿児島市水道局</p>	<p data-bbox="2546 1012 2766 1096">【表紙】 改正年月を変更。</p>

現 行	改正案	備 考																								
<p>(2) 受水槽式給水の計画使用水量</p> <p>受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、1日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。</p> <p>計画一日使用水量は、建物種別単位給水量・使用時間・人員(表 3 - 11)を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態等を十分考慮して設定する。</p> <p>計画一日使用水量の算定には、次の方法がある。</p> <p>ア 使用人員から算出する場合</p> <p>1人1日当たり使用水量(表 3 - 10)又は(表 3 - 11)×使用人員</p> <p style="text-align: center;">表 3 - 10 集合住宅における設計水量</p> <table border="1" data-bbox="371 663 1056 978"> <thead> <tr> <th>間 取 り</th> <th>人 員</th> <th>設計水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 K</td> <td>1.0 人</td> <td>350 ℓ/人</td> </tr> <tr> <td>1 DK・1 LDK</td> <td>2.0 人</td> <td>270 ℓ/人</td> </tr> <tr> <td>2 K・2 DK 2 LK・2 LDK</td> <td>3.5 人</td> <td rowspan="2">230 ℓ/人</td> </tr> <tr> <td>3 K以上</td> <td>4.0 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 使用人員が把握できない場合</p> <p>単位床面積当たり使用水量(表 3 - 11)×延床面積</p> <p>ウ その他</p> <p>使用実績等による積算</p> <p>(表 3 - 11)は、参考資料として掲載したもので、この表の建物種類にない業態等については、使用実績及び類似する業態等の使用水量実績等を調査して算出する必要がある。</p> <p>また、実績及びその他の資料等が無い場合でも、用途別及び使用給水用具ごとに使用水量を積み上げて算出する方法もある。</p> <p>なお、受水槽有効容量は、計画一日使用水量の 4/10～6/10 程度が標準である。</p> <p>高置水槽の有効容量は、計画一日使用水量の 1/10 程度が標準である。</p> <p style="text-align: center;">-42-</p>	間 取 り	人 員	設計水量	1 K	1.0 人	350 ℓ/人	1 DK・1 LDK	2.0 人	270 ℓ/人	2 K・2 DK 2 LK・2 LDK	3.5 人	230 ℓ/人	3 K以上	4.0 人	<p>(2) 受水槽式給水の計画使用水量</p> <p>受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、1日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。</p> <p>計画一日使用水量は、建物種別単位給水量・使用時間・人員(表 3 - 11)を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態等を十分考慮して設定する。</p> <p>計画一日使用水量の算定には、次の方法がある。</p> <p>ア 使用人員から算出する場合</p> <p>1人1日当たり使用水量(表 3 - 10)又は(表 3 - 11)×使用人員</p> <p style="text-align: center;">表 3 - 10 集合住宅における設計水量</p> <table border="1" data-bbox="1578 663 2264 940"> <thead> <tr> <th>間 取 り</th> <th>人 員</th> <th>設計水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 K</td> <td rowspan="2">2.0 人</td> <td rowspan="2">270 ℓ/人</td> </tr> <tr> <td>1 DK・1 LDK</td> </tr> <tr> <td>2 K以上</td> <td>4.0 人</td> <td>230 ℓ/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 使用人員が把握できない場合</p> <p>単位床面積当たり使用水量(表 3 - 11)×延床面積</p> <p>ウ その他</p> <p>使用実績等による積算</p> <p>(表 3 - 11)は、参考資料として掲載したもので、この表の建物種類にない業態等については、使用実績及び類似する業態等の使用水量実績等を調査して算出する必要がある。</p> <p>また、実績及びその他の資料等が無い場合でも、用途別及び使用給水用具ごとに使用水量を積み上げて算出する方法もある。</p> <p>なお、受水槽有効容量は、計画一日使用水量の 4/10～6/10 程度が標準である。</p> <p>高置水槽の有効容量は、計画一日使用水量の 1/10 程度が標準である。</p> <p style="text-align: center;">-42-</p>	間 取 り	人 員	設計水量	1 K	2.0 人	270 ℓ/人	1 DK・1 LDK	2 K以上	4.0 人	230 ℓ/人	<p>集合住宅における人員及び設計水量を見直したことに伴う、表 3-10 の改正。</p>
間 取 り	人 員	設計水量																								
1 K	1.0 人	350 ℓ/人																								
1 DK・1 LDK	2.0 人	270 ℓ/人																								
2 K・2 DK 2 LK・2 LDK	3.5 人	230 ℓ/人																								
3 K以上	4.0 人																									
間 取 り	人 員	設計水量																								
1 K	2.0 人	270 ℓ/人																								
1 DK・1 LDK																										
2 K以上	4.0 人	230 ℓ/人																								

現 行	改正案	備 考
<p>ウ 受水槽式</p> <p>計算条件 計算条件は、次のとおりとする。</p> <p>集合住宅(マンション) 2LDK 20戸 3LDK 30戸</p> <p>使用人員(表3-10より) 2LDK 3.5人 3LDK 4.0人</p> <p>使用水量(表3-10より) 230ℓ/人/日</p> <p>口径決定計算</p> <p>a 計画一日使用水量 $3.5人 \times 20戸 \times 230ℓ/人/日 = 16,100ℓ/日$ $4.0人 \times 30戸 \times 230ℓ/人/日 = 27,600ℓ/日$ $16,100ℓ/日 + 27,600ℓ/日 = 43,700ℓ/日 = 43.7 m^3/日$</p> <p>b 受水槽有効容量 計画一日使用水量の5/10(4/10~6/10)とする。 $43,700ℓ/日 \times 5/10 = 21,850ℓ/日$ によって、$21.9 m^3$とする。</p> <p>c 水道メーター 1日使用時間を10時間とすると、水道メーター口径決定表(表3-12)より、水道メーターの口径は、40mmとする。</p> <p>d 給水管口径 40mmとする。</p>  <p style="text-align: center;">図3-15</p>	<p>ウ 受水槽式</p> <p>計算条件 計算条件は、次のとおりとする。</p> <p>集合住宅(マンション) 1LDK 20戸 3LDK 30戸</p> <p>使用人員(表3-10より) 1LDK 2.0人 3LDK 4.0人</p> <p>使用水量(表3-10より) 1LDK 270ℓ/人/日 3LDK 230ℓ/人/日</p> <p>口径決定計算</p> <p>a 計画一日使用水量 $2.0人 \times 20戸 \times 270ℓ/人/日 = 10,800ℓ/日$ $4.0人 \times 30戸 \times 230ℓ/人/日 = 27,600ℓ/日$ $10,800ℓ/日 + 27,600ℓ/日 = 38,400ℓ/日 = 38.4 m^3/日$</p> <p>b 受水槽有効容量 計画一日使用水量の5/10(4/10~6/10)とする。 $38,400ℓ/日 \times 5/10 = 19,200ℓ/日$ によって、$19.2 m^3$とする。</p> <p>c 水道メーター 1日使用時間を10時間とすると、水道メーター口径決定表(表3-12)より、水道メーターの口径は、40mmとする。</p> <p>d 給水管口径 40mmとする。</p>  <p style="text-align: center;">図3-15</p>	<p>42ページ表3-10を改正したことに伴う、文言整理。</p>
-52-	-52-	

5 メーター口径
メーター口径は、使用水量、使用実態及び水圧によって選定し、(表 3 - 12)を基準とする。

表 3-12 水道メーター口径決定表

	計 画 使 用 水 量						備考
	直結式給水	受 水 槽 式 給 水				(ℓ/分)	
	(ℓ/分)	6時間 給水	8時間 給水	10時間 給水	(m ³ / 時)		
		(m ³ /日)					
13	25	3.0	4.0	5.0	0.5	8.3	
20	42	6.0	8.0	10.0	1.0	16.6	
25	58	9.0	12.0	15.0	1.5	25.0	
30	100	14.4	19.2	24.0	2.4	40.0	
40	200	30.0	40.0	50.0	5.0	83.0	
50	358	72.0	96.0	120.0	12.0	200.0	
75	730	144.0	192.0	240.0	24.0	400.0	
100	1,083	216.0	288.0	360.0	36.0	600.0	
150	2,500	324.0	432.0	540.0	54.0	900.0	

※ 一般住宅(一世帯)の場合のメーター口径については、13mmとすることができる。

5 メーター口径
メーター口径は、使用水量、使用実態及び水圧によって選定し、(表 3 - 12)を基準とする。

表 3-12 水道メーター口径決定表

	計 画 使 用 水 量					備考
	直結式給水	受 水 槽 式 給 水			(ℓ/分)	
	同時使用水量	1日当たりの使用量 (m ³ /日) ※1				
		1日使用時間の 合計が5時間の とき	1日使用時間の 合計が10時間 のとき	1日24時間使 用のとき	月間使用量 (m ³ /月)	
13	25	4.5	7	12	100	
20	42	7	12	20	170	
25	58	11	18	30	260	
30	100	18	30	50	420	
40	200	28	44	80	700	
50	358	87	140	250	2,600	
75	730	138	218	390	4,100	
100	1,083	218	345	620	6,600	

※ 一般住宅(一世帯)の場合のメーター口径については、13mmとすることができる。

※ メーター口径 150mm 以上については、別途定める。

※1 一般的な使用状況から適正使用流量範囲内の流量変動を考慮して定めたものである。

・ 1日使用時間の合計が5時間のとき … 一般住宅等の標準的使用時間。

・ 1日使用時間の合計が10時間のとき … 会社(工場)等の標準的使用時間。

・ 1日24時間使用のとき … 病院等昼夜稼働の事業所の使用時間。

計量法改正に伴い、すべてが新基準メーターとなったことから、使用水量を見直し、表 3-12 の改正。

現 行	改正案	備 考
<p>(3) 受水槽等の周囲は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(4) 簡易な故障等については、すぐ修理できるように予備を準備しておくこと。</p> <p>(5) 配水管等の断水については事前に通報又は連絡を受けたときは、止水栓を閉止し、受水槽等への影響を防ぐこと。また、受水槽等の水位の点検を行いポンプの空転を防止すること。</p> <p>3 点 検</p> <p>管理人は、貯水槽水道の点検を水道法（法第 34 条の 2、同施行規則第 55 条、第 56 条）、鹿児島市給水条例（条例第 36 条、同施行規程第 17 条の 2）及びビル管理法（ビル管理法第 4 条、第 12 条の 2、同施行令第 2 条、同施行規則第 4 条）に定められた期間ごとに行わなければならない。</p> <p>(1) 残留塩素の検査は、給水栓の吐水口で法令に定められた期間ごとに行うこと。</p> <p>(2) 水質の検査は、法令に定められた期間ごとに行うこと。</p> <p>(3) 受水槽等及び装置の点検は、月 1 回程度、定期に行うこと。</p> <p>4 清 掃</p> <p>管理人は、貯水槽水道の清掃を水道法（法第 34 条の 2、同施行規則第 55 条、第 56 条）、鹿児島市給水条例（条例第 36 条、同施行規程第 17 条の 2）及びビル管理法（ビル管理法第 4 条、第 12 条の 2、同施行令第 2 条、同施行規則第 4 条）に従い行わなければならない。</p> <p>(1) 管理人は、受水槽等の清掃を 1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。</p> <p>(2) 清掃完了後は、受水槽等内の消毒を行い、その後水質検査を行うこと。</p> <p>(3) 清掃によって生じる汚泥及び汚水の処理は、適切に行うこと。</p> <p>5 その他</p> <p>貯水槽水道の設置者は、「鹿児島市貯水槽水道取扱要領」（鹿児島市環境局環境衛生課－平成 15 年 3 月 31 日制定）に基づき、適正な処理を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">- 145 -</p>	<p>(3) 受水槽等の周囲は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(4) 簡易な故障等については、すぐ修理できるように予備を準備しておくこと。</p> <p>(5) 配水管等の断水については事前に通報又は連絡を受けたときは、止水栓を閉止し、受水槽等への影響を防ぐこと。また、受水槽等の水位の点検を行いポンプの空転を防止すること。</p> <p>3 点 検</p> <p>管理人は、貯水槽水道の点検を水道法（法第 34 条の 2、同施行規則第 55 条、第 56 条）、鹿児島市給水条例（条例第 36 条、同施行規程第 17 条の 2）及びビル管理法（ビル管理法第 4 条、第 12 条の 2、同施行令第 2 条、同施行規則第 4 条）に定められた期間ごとに行わなければならない。</p> <p>(1) 残留塩素の検査は、給水栓の吐水口で法令に定められた期間ごとに行うこと。</p> <p>(2) 水質の検査は、法令に定められた期間ごとに行うこと。</p> <p>(3) 受水槽等及び装置の点検は、月 1 回程度、定期に行うこと。</p> <p>4 清 掃</p> <p>管理人は、貯水槽水道の清掃を水道法（法第 34 条の 2、同施行規則第 55 条、第 56 条）、鹿児島市給水条例（条例第 36 条、同施行規程第 17 条の 2）及びビル管理法（ビル管理法第 4 条、第 12 条の 2、同施行令第 2 条、同施行規則第 4 条）に従い行わなければならない。</p> <p>(1) 管理人は、受水槽等の清掃を毎年 1 回以上、定期に行うこと。</p> <p>(2) 清掃完了後は、受水槽等内の消毒を行い、その後水質検査を行うこと。</p> <p>(3) 清掃によって生じる汚泥及び汚水の処理は、適切に行うこと。</p> <p>5 その他</p> <p>貯水槽水道の設置者は、「鹿児島市貯水槽水道取扱要領」（鹿児島市環境局環境衛生課－平成 15 年 3 月 31 日制定）に基づき、適正な処理を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">- 145 -</p>	<p>水道法施行規則の一部改正について</p> <p>第 55 条と第 56 条の簡易専用水道の管理基準及び検査に係る文言の改正。</p>